

前 文

この計画は、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第8条の規定に基づくとともに、土地基本法の理念を踏まえ、長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保するため、小川町の区域における国土(以下、「町土」という。)の利用に関する基本的事項について定めるものであり、本町の土地利用に関する計画の基本となるものです。

この国土利用計画は、第4次埼玉県国土利用計画(平成32年目標)を基本とし、小川町第5次総合振興計画との整合を図りつつ定めるものです。

なお、この計画は、今後の社会経済情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うこととします。

国土利用計画法第8条第1項

市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。